

令和5年度

通所介護

地域密着型通所介護

療養通所介護

第1号通所事業

集団指導資料

(別冊資料編)

保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

令和5年度集団指導資料目次

(通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護・第1号総合事業)

1	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (R6.4月改正案)(通所介護)	1
2	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (R6.4月改正案)(地域密着型通所介護)	5
3	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (R6.6月改正案)(通所介護)	9
4	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (R6.6月改正案)(地域密着型通所介護)	11
5	介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造 (R6.4月・6月改正案)	13
6	通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の 減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の表示について	15
7	リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について	28
8	科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考 え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について	82
9	ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について	102
10	介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場 合の取扱いについて	115

改正後

改正前

一サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	370単位
(二) 要介護2	423単位
(三) 要介護3	479単位
(四) 要介護4	533単位
(五) 要介護5	588単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	388単位
(二) 要介護2	444単位
(三) 要介護3	502単位

一サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのハ、介護保健施設サービスのト若しくは介護医療院サービスのクに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	368単位
(二) 要介護2	421単位
(三) 要介護3	477単位
(四) 要介護4	530単位
(五) 要介護5	585単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	386単位
(二) 要介護2	442単位
(三) 要介護3	500単位

(四) 要介護4	560単位
(五) 要介護5	617単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	570単位
(二) 要介護2	673単位
(三) 要介護3	777単位
(四) 要介護4	880単位
(五) 要介護5	984単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	584単位
(二) 要介護2	689単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	901単位
(五) 要介護5	1,008単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	658単位
(二) 要介護2	777単位
(三) 要介護3	900単位
(四) 要介護4	1,023単位
(五) 要介護5	1,148単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	669単位
(二) 要介護2	791単位
(三) 要介護3	915単位
(四) 要介護4	1,041単位
(五) 要介護5	1,168単位

ロ 大規模型通所介護費(1)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	358単位
(二) 要介護2	409単位
(三) 要介護3	462単位

(四) 要介護4	557単位
(五) 要介護5	614単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	567単位
(二) 要介護2	670単位
(三) 要介護3	773単位
(四) 要介護4	876単位
(五) 要介護5	979単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	581単位
(二) 要介護2	686単位
(三) 要介護3	792単位
(四) 要介護4	897単位
(五) 要介護5	1,003単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	655単位
(二) 要介護2	773単位
(三) 要介護3	896単位
(四) 要介護4	1,018単位
(五) 要介護5	1,142単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	666単位
(二) 要介護2	787単位
(三) 要介護3	911単位
(四) 要介護4	1,036単位
(五) 要介護5	1,162単位

ロ 大規模型通所介護費(1)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	356単位
(二) 要介護2	407単位
(三) 要介護3	460単位

(四) 要介護4	513単位	(四) 要介護4	511単位
(五) 要介護5	568単位	(五) 要介護5	565単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	376単位	(一) 要介護1	374単位
(二) 要介護2	430単位	(二) 要介護2	428単位
(三) 要介護3	486単位	(三) 要介護3	484単位
(四) 要介護4	541単位	(四) 要介護4	538単位
(五) 要介護5	597単位	(五) 要介護5	594単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	544単位	(一) 要介護1	541単位
(二) 要介護2	643単位	(二) 要介護2	640単位
(三) 要介護3	743単位	(三) 要介護3	739単位
(四) 要介護4	840単位	(四) 要介護4	836単位
(五) 要介護5	940単位	(五) 要介護5	935単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	564単位	(一) 要介護1	561単位
(二) 要介護2	667単位	(二) 要介護2	664単位
(三) 要介護3	770単位	(三) 要介護3	766単位
(四) 要介護4	871単位	(四) 要介護4	867単位
(五) 要介護5	974単位	(五) 要介護5	969単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	629単位	(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	744単位	(二) 要介護2	740単位
(三) 要介護3	861単位	(三) 要介護3	857単位
(四) 要介護4	980単位	(四) 要介護4	975単位
(五) 要介護5	1,097単位	(五) 要介護5	1,092単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	647単位	(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	765単位	(二) 要介護2	761単位
(三) 要介護3	885単位	(三) 要介護3	881単位
(四) 要介護4	1,007単位	(四) 要介護4	1,002単位

(五) 要介護5	1,127単位	(五) 要介護5	1,122単位
ハ 大規模型通所介護費Ⅱ		ハ 大規模型通所介護費Ⅱ	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	345単位	(一) 要介護1	343単位
(二) 要介護2	395単位	(二) 要介護2	393単位
(三) 要介護3	446単位	(三) 要介護3	444単位
(四) 要介護4	495単位	(四) 要介護4	493単位
(五) 要介護5	549単位	(五) 要介護5	546単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	362単位	(一) 要介護1	360単位
(二) 要介護2	414単位	(二) 要介護2	412単位
(三) 要介護3	468単位	(三) 要介護3	466単位
(四) 要介護4	521単位	(四) 要介護4	518単位
(五) 要介護5	575単位	(五) 要介護5	572単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合		(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	525単位	(一) 要介護1	522単位
(二) 要介護2	620単位	(二) 要介護2	617単位
(三) 要介護3	715単位	(三) 要介護3	712単位
(四) 要介護4	812単位	(四) 要介護4	808単位
(五) 要介護5	907単位	(五) 要介護5	903単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	543単位	(一) 要介護1	540単位
(二) 要介護2	641単位	(二) 要介護2	638単位
(三) 要介護3	740単位	(三) 要介護3	736単位
(四) 要介護4	839単位	(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	939単位	(五) 要介護5	934単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合		(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	607単位	(一) 要介護1	604単位
(二) 要介護2	716単位	(二) 要介護2	713単位
(三) 要介護3	830単位	(三) 要介護3	826単位
(四) 要介護4	946単位	(四) 要介護4	941単位

(5) 要介護5	1,059単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	623単位
(二) 要介護2	737単位
(三) 要介護3	852単位
(四) 要介護4	970単位
(五) 要介護5	1,086単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号の二【参考22-1】

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号の三【参考22-1】

4～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9・10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定

(5) 要介護5	1,054単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	620単位
(二) 要介護2	733単位
(三) 要介護3	848単位
(四) 要介護4	965単位
(五) 要介護5	1,081単位

注1 (略)

(新設)

(新設)

2～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

7・8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定

通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ 76単位

(3) (略)

14 (略)

通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注11を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ 85単位

(3) (略)

12 (略)

- 15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 16 (略)
- 17 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- (1) (略)
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注18において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3)・(4) (略)
- 18~24 (略)
- ニ (略)
- ホ 介護職員処遇改善加算

- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 14 (略)
- 15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- (1) (略)
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注16において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3)・(4) (略)
- 16~22 (略)
- ニ (略)
- ホ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1)~(3) (略)
- へ・ト (略)
- 7 通所リハビリテーション費
- イ~ハ (略)
- 注1~12 (略)
- 13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- (1)~(4) (略)
- 14~22 (略)
- ニ・ホ (略)
- へ 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1)~(3) (略)
- へ・ト (略)
- 7 通所リハビリテーション費
- イ~ハ (略)
- 注1~12 (略)
- 13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- (1)~(4) (略)
- 14~22 (略)
- ニ・ホ (略)
- へ 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織

改正後	改正前
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
へ・ト (略)	へ・ト (略)
2の2 地域密着型通所介護費	2の2 地域密着型通所介護費
イ 地域密着型通所介護費	イ 地域密着型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2

268

(三) 要介護3	1,032単位	(三) 要介護3	1,028単位
(四) 要介護4	1,172単位	(四) 要介護4	1,168単位
(五) 要介護5	1,312単位	(五) 要介護5	1,308単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合		(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	783単位	(一) 要介護1	780単位
(二) 要介護2	925単位	(二) 要介護2	922単位
(三) 要介護3	1,072単位	(三) 要介護3	1,068単位
(四) 要介護4	1,220単位	(四) 要介護4	1,216単位
(五) 要介護5	1,365単位	(五) 要介護5	1,360単位
ロ 療養通所介護費（1月につき）	12,785単位	ロ 療養通所介護費（1月につき）	12,691単位
ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき）	1,335単位		
注1 (略)		注1 (略)	
2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、 <u>電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</u>		2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第40条第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、 <u>電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定</u>		(新設)	

めるところにより算定する。

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の三の二【参考22-1】
- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第五号の二【参考2】

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の三の三【参考22-1】

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

- ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の三の四【参考22-1】

6～10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、注10を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

12・13 (略)

14 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者

3～7 (略)

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

9・10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者

を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注16を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

16 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ 76単位

(3) (略)

を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(1)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(1)ロは算定しない。

(1) (略)

(2) 個別機能訓練加算(1)ロ 85単位

(3) (略)

17 (略)

18 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、算定しない。

19 (略)

20 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注21において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

21～24 (略)

25 ロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により

14 (略)

15 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

16 (略)

17 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注18において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

18～21 (略)

(新設)

、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、重度者ケア体制加算として、1月につき150単位を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の八の二【参考22-1】

26～29 (略)

三 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、ハについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(3) ハを算定している場合

- (イ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 12単位
- (ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

22～25 (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1回につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)・(2) (略)

(新設)

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める

様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十一号の十一において準用する第四十八号の二【参考22-1】

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

- (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 - a 要介護1 543単位
 - b 要介護2 597単位
 - c 要介護3 653単位
 - d 要介護4 708単位
 - e 要介護5 762単位
- (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
 - a 要介護1 569単位
 - b 要介護2 626単位
 - c 要介護3 684単位
 - d 要介護4 741単位
 - e 要介護5 799単位
- (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
 - a 要介護1 858単位
 - b 要介護2 950単位
 - c 要介護3 1,040単位
 - d 要介護4 1,132単位
 - e 要介護5 1,225単位
- (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
 - a 要介護1 880単位
 - b 要介護2 974単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

- (一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 - a 要介護1 542単位
 - b 要介護2 596単位
 - c 要介護3 652単位
 - d 要介護4 707単位
 - e 要介護5 761単位
- (二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
 - a 要介護1 568単位
 - b 要介護2 625単位
 - c 要介護3 683単位
 - d 要介護4 740単位
 - e 要介護5 797単位
- (三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
 - a 要介護1 856単位
 - b 要介護2 948単位
 - c 要介護3 1,038単位
 - d 要介護4 1,130単位
 - e 要介護5 1,223単位
- (四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
 - a 要介護1 878単位
 - b 要介護2 972単位

4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回(がん末期の利用者については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注から注4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) イからニまでにより算

(新設)

定した単位数の1000分の53に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V12) イからニまでにより算

定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V13) イからニまでにより算

定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V14) イからニまでにより算

定した単位数の1000分の33に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第二十四号において準用する第四号【参考22-2】

(削る)

(削る)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(削る)

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算

の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ

323

算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

るその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(新設)

- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第五十一号の十において準用する第四十八号【参考22-2】

(削る)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) イからニまでにより算

(削る)

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(3) イからハまでにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(4) イからハまでにより算定

定した単位数の1000分の12に相当する単位数

- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の104に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造 (R6. 4月改正案)

4 通所型サービス費(独自)

基本部分	注		注	注	注	注	注
	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所が空室を行わない場合
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位)						
	(2)事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位)						
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1回につき 436単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-376単位 (1月につき)
	(2)事業対象者・要支援2 (1回につき 447単位) ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合						-752単位 (1月につき)
							-94単位 (1回につき)
ハ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)							
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき 240単位を加算)							
ホ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)							
ヘ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)					
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 160単位を加算)					
チ 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 (1月につき 176単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算)					
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位(3月に1回を限度))					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算) ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位					
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度)					
	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)					
ヲ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)							
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×59/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×43/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)					
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×12/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×10/1000)					
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)						注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：支給限度額管理の対象の算定

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が空室を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※ 単位数については、国が規定する単位数を助案し、市町村が規定する。

5 通所型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

6 通所型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造 (R6. 6月改正案)

4 通所型サービス費(独自)

基本部分		注	注	注	注	注
		利用者の数が利用定員を超えない場合	看護・介護従事者の員数が運用に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減額	経理機能1単位未定額算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1月につき 1,798単位) (2)事業対象者・要支援2 (1月につき 3,621単位)					-376単位 (1月につき)
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1)事業対象者・要支援1 (1回につき 436単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合 (2)事業対象者・要支援2 (1回につき 447単位) ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100 -47単位 (片週につき) -94単位 (1回につき)
ハ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき 100単位を加算)					
ニ 若年性認知症患者受入加算	(1月につき 240単位を加算)					
ホ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)					
ヘ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)					
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	(1月につき 150単位を加算) (1月につき 160単位を加算)				
チ 一体的サービス提供加算	(1月につき 480単位を加算)					
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき 88単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 176単位を加算) 事業対象者・要支援1 (1月につき 72単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 144単位を加算) 事業対象者・要支援1 (1月につき 24単位を加算) 事業対象者・要支援2 (1月につき 48単位を加算)				
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位(3月に1回を限度)) (1月につき 200単位を加算) ※運動機能向上加算を算定している場合は、1月につき+100単位				
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき 20単位を加算)(6月に1回を限度) (1回につき 5単位を加算)(6月に1回を限度)				
ヲ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)					
ク 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×92/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×90/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×80/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×64/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十所定単位×65/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(V)(1) (1月につき 十所定単位×63/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(V)(2) (1月につき 十所定単位×76/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(V)(3) (1月につき 十所定単位×79/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(V)(4) (1月につき 十所定単位×74/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(V)(5) (1月につき 十所定単位×65/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(V)(6) (1月につき 十所定単位×63/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(V)(7) (1月につき 十所定単位×66/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(V)(8) (1月につき 十所定単位×69/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(V)(9) (1月につき 十所定単位×64/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(V)(10) (1月につき 十所定単位×66/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(V)(11) (1月につき 十所定単位×63/1000) (17) 介護職員処遇改善加算(V)(12) (1月につき 十所定単位×49/1000) (18) 介護職員処遇改善加算(V)(13) (1月につき 十所定単位×44/1000) (19) 介護職員処遇改善加算(V)(14) (1月につき 十所定単位×33/1000)	注 所定単位数は、この算定単位数に科 別した単位数 の合計				

○ : 支給限度額管理の対象の算定
□ : 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務概算計画未定額算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。
 ※ 単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

5 通所型サービス費(独自/定率)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

6 通所型サービス費(独自/定額)
算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。